人権教育の指導方法等の在り方について「第一次とりまとめ」(概要)

はじめに

学校教育における人権教育の現状

= 「知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題」

第 節 学校教育における人権教育の改善・充実についての基本的考え方

(1)人権教育の目標

人権尊重の理念について、特に人権感覚の側面について分かりやすく表現

□ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]

人権教育の目標

- □ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができ、それが様々な場面 や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにする
- (2)[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるような 児童生徒の育成

人権感覚を身に付ける

自らの大切さや他の人の大切さを児童生徒自身が感じ取ることができるようにする 態度や行動に現れる

他の人と共によりよく生きようとする態度や規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、 人権問題を解決しようとする実践的な行動力などを身に付けることができるようにする (具体的には、例えば 他人の立場に立つ想像力、 コミュニケーション能力、 人間 関係を調整する能力などを培う。)

第 節 学校教育における指導の改善・充実に向けた視点

(1)人権教育全般に関わる視点

教職員における人権尊重の理念の理解・体得学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

- (2)人権教育を進める上での組織的体制と連携に関わる視点 学校としての組織的な取組とその点検·評価
 - 家庭・地域との連携及び校種間の連携
- (3)内容・方法にかかわる視点

自主性の尊重や体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫

児童生徒の発達段階や実態に即した内容・方法

教育の中立性の確保

効果的な学習教材の選定・開発

第 節 人権教育の指導の改善・充実に向けてのポイント

人権教育研究指定校等の実践事例を踏まえつつ、引き続き検討

おわりに

各学校における人権教育の指導方法等の改善・充実の努力 教育委員会における各学校への指導・助言や支援のさらなる充実及び条件整備 国における教育委員会や学校に対する支援の一層の充実及び条件整備